

## フィリピン航空 国際線 燃油サーチャージ・航空保険料のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび昨今の急激な燃油価格高騰により、燃油サーチャージの適用開始日および適用金額の見直しをさせて頂くこととなりました。急なお知らせで大変恐縮ではございますが、2026年5月01日発券分より、以下の金額を徴収させていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。

### 《燃油サーチャージ・航空保険料 内容 (※政府認可申請中)》

適用日	2026年5月1日(金)~2026年6月30日(火)発券分
対象路線	フィリピン航空 日本発国際線の各区分 (片道あたり)
対象運賃	すべての旅客/すべての航空券対象 (※座席を使用しない幼児は航空保険料 800 円のみ徴収)

適用金額	経路	燃油サーチャージ (YQF)	航空保険料 (YQI)	合計徴収額
※片道あたり ※政府認可が 前提	日本 - フィリピン	19,700 円	800 円	<u>20,500 円</u>
	日本 - ベトナム・ガム・サイパン・パラオ間	19,700 円		<u>20,500 円</u>
	日本 - 東アジア・東南アジア(ベトナム除く)・パプアニューギニア間	29,000 円		<u>29,800 円</u>
	日本 - ハワイ・欧州・中東・オーストラリア間	36,800 円		<u>37,600 円</u>
	日本 - 北米	56,000 円		<u>56,800 円</u>

### 《燃油サーチャージ 改定条件》

1・3・5・7・9・11 月に航空燃油(シンガポールケロシン)価格の動向を確認し、同 2 か月の為替レート平均で円換算した価格に下記適用額を確定し、2ヶ月間固定いたします。直前の2ヶ月平均の同航空燃油価格が下記条件額を下回った場合、額の改定を上記動向確認時期の翌々月の実施時期(1・3・5・7・9・11 月それぞれ 1 日発券分)からの変更を関係国政府に認可申請いたします。なお、平均燃油価格が 1 バレル当たり 6,000 円を下回った場合は、上記確認時期の翌々月 1 日発券分から「燃油サーチャージ」を廃止する申請をいたします。

フィリピン航空 日本支社